

# 情報セキュリティ基本方針

特定非営利活動法人国際活動市民中心（以下、当法人）は、当法人の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、当法人の顧客ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組めます。

## 1.代表理事の責任

当法人は、代表理事主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

## 2.組織内体制の整備

当法人は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を組織内の正式な規則として定めます。

## 3.会員・従業員の取組み

当法人の会員および従業員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取組みを確かなものにします。

## 4.法令及び契約上の要求事項の遵守

当法人は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、社会的信頼と期待に応えます。

## 5.違反及び事故への対応

当法人は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2018年3月1日  
特定非営利活動法人国際活動市民中心  
代表理事 黒澤玉夫